

# グローバル・リスク・ウォッチ Vol.15

## Brexit 不安が示す「日本経済の弱さ」 他

=====

<<index>>

- [1. Brexit 不安が示す「日本経済の弱さ」\(大山\)](#)
  2. 規制強化から監督重視へ(岩井)
  - [3. 固定資産投資からみる国有企業改革の行方\(熊谷\)](#)
  - [4. 新興国ビジネスリスクシリーズ\(5\)~メキシコ~\(茂木\)](#)
  - [5. 講演最新情報\(2016年6月時点\)](#)
- =====

### 2. 金融規制の動向に係る概観(トレンド&トピックス)

#### 規制強化から監督重視へ(有限責任監査法人 トーマツ シニアマネジャー 岩井浩一)

グローバル金融危機後の金融規制強化がどこまで続くかは金融機関にとって非常に大事な論点でしょう。これまで本号でも、カーニー金融安定理事会議長による「バーゼルIVはない」という指摘や森金融庁長官による「ダイナミックな監督を目指す」方向性等を紹介してきましたが、足許、国際決済銀行(BIS)のカルアナ総支配人(General Manager)がこうした議論に“参戦”してきました。

カルアナ氏は「金融規制:危機後の改革の成果を固める」と題するスピーチのなかで、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)が中心となって進めてきたこれまでの規制強化について、以下のような指摘をし、その正当性を主張しています。

(1)株主資本は銀行貸出の基礎となる。BISの調査によれば、合理的な範囲内にある限り、より多くの資本はより多くの貸出に繋がる。資本全体のカリブレーションを実施する際にはこうした考察を踏まえる必要がある。

(2)危機後の銀行規制改革を最終化させた場合に、銀行の所要資本水準が全体として今までよりも低下することはない。これまでリスクウェイトを相対的に低く算定してきた銀行に関しては、今後の資本要件は厳しくなる。

(3)ソブリン・エクスポージャーの規制見直しに関しては、他の規制改革が最終化された時点では完了しないが、ソブリン・エクスポージャーの規制上の優遇的な取扱いがもたらす弊害は明白であるため、こうした扱いは将来的に弱めることになる。

(4)危機前、過剰なレバレッジとリスクのミスプライシングが安価な流動性を生み出していた点を考えると、規制改革が市場流動性に与えている影響は望ましいものである。

BIS の日常業務の責任者であり、ご自身も以前 BCBS の議長を務めていたカルアナ氏にしてみれば、金融危機後の銀行規制強化の必要性や正当性は自明といったところでしょうか。ただカルアナ氏は同時に、規制強化を終えた後に監督の重要性が高まるとの見方も示しています。曰く、「金融システムの絶え間ない変化とそれに伴うリスクを前提とすると、我々は、規制、監督、コーポレートガバナンスが相互に補完するフレームワークを必要とすることになる」と述べています。金融システムやリスクが常に変化するなかでは、頻繁に規制変更を行なうことは望ましくなく、「プロアクティブな監督 (proactive supervision) 」がこれまで以上に重要な役割を担うという主張です。

こうした監督重視の姿勢は、これまで本邦当局が度々指摘してきた問題意識と軌を一にしている感もあり、大変興味深いものがあります。森長官による「ダイナミックな監督」については今夏までに何らかの文書が示される予定にあります。いずれによせ、内外金融当局が既に規制改革後の姿を展望し始めている状況にあるのは明らかでしょう。金融機関においても、規制対応後の姿、特に、“プロアクティブな当局”との間で有益な対話を可能とするようなフォワードルッキングなリスク管理手法やガバナンス態勢を強化していく必要があるといえるでしょう。カルアナ氏は、「ストレステストは規制の最低要件 (regulatory minima) を超える必要性に関する有益な情報を監督当局に提供するものとなる。今後は銀行の内部リスク管理システムから導出される経済資本 (economic capital) がリスク管理の中心になるべきであり、銀行と監督当局の間において、リスク評価に関して、相互に有益な対話を行なうことが重要になる」と述べています。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (英国の法令に基づく保証有限責任会社) のメンバーファームおよびそのグループ法人 (有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む) の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家 (公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど) を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組みクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](https://www.facebook.com/deloitte)、[LinkedIn](https://www.linkedin.com/company/deloitte)、[Twitter](https://twitter.com/deloitte) もご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。